

**府中市多機能拠点施設
(道の駅びんご府中)
指定管理者募集要項**

令和 8 年 8 月

広島県府中市

府中市多機能拠点施設（道の駅びんご府中）指定管理者募集要項目次

1	対象施設の概要	1
2	指定管理者が行う業務	3
3	利用許可及び利用料金に関する事項	5
4	指定期間	6
5	指定管理料上限額	6
6	応募資格	6
7	募集に関するスケジュール等	7
8	応募の方法	8
9	指定管理者の選定	9
10	指定管理者の指定及び協定の締結	10
11	指定管理者の評価	10
12	その他	11
13	問い合わせ先	12

府中市が設置する府中市多機能拠点施設（道の駅びんご府中）について、府中市では道の駅の基本機能である道路休憩施設、情報発信施設に留まらず、利用者サービスの向上と効率的、効果的な運営及び地域の活力を積極的に活用した運営を行うことを目指すため、府中市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年府中市条例第34号。以下「指定管理条例」という。）の規定に基づき平成28年8月より指定管理者制度を導入しています。

この度、令和9年3月末で指定期間が満了するにあたり、次期指定管理期間において、当施設の管理運営を行う法人その他団体を公募することになりました。

なお、本要項は、募集に関する基本的な事項を記載しており、詳細な業務内容については、別添「指定管理者仕様書」を参照してください。

1 対象施設の概要

- (1) 名 称 府中市多機能拠点施設（道の駅びんご府中）（以下「多機能拠点施設」という。）
- (2) 所 在 地 広島県府中市府川町230番地1
- (3) 設置目的 道路利用者に対し良好な休憩場所を提供するとともに、地域の情報の発信及び地域の特産品の販売等を通じて、市民等の交流の促進及び地域の産業の振興に寄与することを目的としています。
- (4) 施設の概要
 - ア 開設時期 平成28年10月
 - イ 敷地面積 約1750㎡
 - ウ 建物構造 鉄骨造 地上平屋建て
 - エ 延床面積 775.83㎡

オ 設置する施設

(ア) 駅舎

- a 飲食物提供施設
- b 地場産品販売施設
- c 農産物販売施設
- d 市民交流施設
- e 公衆トイレ
- f 管理事務室

(イ) その他施設

(5) 直近の運営状況（参考数値）

ア 指定管理業務に関する収支状況について（単位：千円）

項目			R6決算額	R7決算額	対前年度比
委託事業	収入	市 委 託 料	14,500	14,500	0
		料 金 収 入	702	1,578	876
		そ の 他 収 入	6	530	524
		計（ A ）	15,208	16,608	1,400
	支出	人 件 費	2,455	2,552	97
		光 熱 水 費	4,381	3,916	-465
		設備等保守点検費	322	558	236
		清掃・警備費等	4,944	5,045	101
		施設維持修繕費	798	289	-509
		事 務 局 費	6,122	6,768	646
		そ の 他 支 出	4,098	3,876	-222
		計(B)	23,120	23,004	-116
	収支①(A-B)		-7,912	-6,396	1,516
自主事業	収 入（ C ）		31,302	29,759	-1,543
	支 出（ D ）		17,185	16,827	-358
	収支②(C-D)		14,117	12,932	-1,185
合計 収 支（ ① + ② ）			6,205	6,536	331

イ 各施設のレジ通過客数について（単位：人）

2025 年度		施設全体	農産物 販売施設	地場産品 販売施設	飲食物 提供施設
4 月度	合計	12,995	11,058	880	1,057
	平均	520	442	35	42
5 月度	合計	14,058	11,696	1,216	1,146
	平均	521	433	45	42
6 月度	合計	12,490	10,421	943	1,126
	平均	480	401	36	43
7 月度	合計	11,883	9,901	880	1,102
	平均	457	381	34	42
8 月度	合計	14,857	12,325	1,251	1,281
	平均	531	440	45	46
9 月度	合計	14,134	12,113	917	1,104
	平均	544	466	35	42

10月度	合計	14,156	12,292	788	1,076
	平均	544	473	30	41
11月度	合計	14,571	12,448	925	1,198
	平均	560	479	36	46
12月度	合計	14,526	12,838	793	895
	平均	538	475	29	34
1月度	合計	10,576	9,118	641	817
	平均	441	380	27	34
2月度	合計	12,131	10,402	769	960
	平均	485	416	31	38
3月度	合計	13,579	11,587	921	1,071
	平均	503	429	34	40
年度計	合計	159,956	136,199	10,924	12,833
	平均	511	435	35	41

※平均は1営業日当たりのレジ通過客数の平均値です。

2 指定管理者が行う業務

(1) 施設及びその付随設備の維持管理に関すること。

① 飲食物提供施設

飲食物提供施設は、府中市の農産物、加工品等の食資源を活用した料理等を提供することにより、地域産業の振興を図ることを目的に設置する。指定管理者及び利用者は、その設置目的を十分に理解し、次に掲げる事項を実施すること。

ア 地域の食材を活用したメニューや、季節や世代を意識したメニューを提供するなど、利用客のニーズを捉え、利用促進に努めること。

イ 地域の食資源を使った飲食物の販売を行うこと（飲食物提供施設が調理したものを販売する場合も含む）。

ウ 農産物販売施設から可能な範囲で農産物等を仕入れること。

エ 生産者と連携し、新規農産物の栽培を依頼するなどにより、農産物の生産拡大に寄与すること。

オ 食中毒や食物アレルギー等の対策を講じ、衛生管理を徹底すること。

カ イベント等を計画的に実施し、利用促進に努めること。

② 地場産品販売施設

地場産品販売施設は、府中市の資源を活用した加工品、工芸品等の情報発信、展示販売により、地域産業の振興を図ることを目的に設置する。指定管理者及び利用者は、その設置目的を十分に理解し、次に掲げる事項を実施すること。

ア 市内事業者が生産又は販売する食品、加工品、工芸品等の特産品の情報発信及び展示販売を行うこと。

イ 市内事業者等と連携し開発した特産品の販売を行うこと。ただし、この特産品を農産物販売施設で販売する場合は、この限りでない。

ウ 取り扱う特産品は、原則、市内事業者のものとする。ただし、品揃え等消費者の利便性確保に必要な市外事業者の特産品の取り扱いは認める。

エ 十分な陳列品を確保するため、出品者の拡大に努めるとともに、近隣市町と

の連携にも留意すること。

オ 店内陳列品の管理に注意し、利用客の購買意欲を促進する表示や配置に努めること。

カ 食中毒や食物アレルギー等の対策を講じ、衛生管理を徹底すること。

キ イベント等を計画的に実施し、販売の促進に努めること。

③ 農産物販売施設

農産物販売施設は、府中市内の生産者が生産した農産物の直売を支援することにより、地域の農業の振興を図ることを目的に設置する。指定管理者及び利用者は、その設置目的を十分に理解し、次に掲げる事項を実施すること。

ア 道の駅びんご府中農産物販売施設出荷者募集要項、道の駅びんご府中産直市連絡会議規約に沿った運営を行うこと。

イ 販売に伴う手数料は、市内の生産者の育成が図られると市が認める額（率）であること。

ウ 取り扱う農産物は、原則、市内産のものとすること。ただし、品揃え等消費者の利便性を確保するため、近隣市町と連携するなど、必要な市外産の農産物の取り扱いは認める。

エ 出品された農産物が適正な価格で提供されていること、また、品質が一定水準以上のものであることを必ず確認するとともに、必要に応じて生産者に対し衛生管理等の指導を行うこと。

オ 農産物、加工品等地域の食資源を使った商品の販売を行うこと。原材料として使用する市外産の農産物は、必要最小限とすること。

カ 消費者に対し、農産物等の調理方法等の説明や、生産者の顔が見える工夫をするなど、農産物への理解を促し、消費者が安心して購入できる環境を整え、販売を促進すること。

キ 少量多品種を栽培する生産者の農産物の取り扱い、新規農産物の栽培奨励、新規就農者の育成等、生産者を支援することにより、府中市の農業振興に寄与すること。

ク 年間を通して、出品される農産物の種類数、量が偏らないよう、生産者と連携を密にし、生産計画の作成、出品調整を行うこと。

ケ 店内陳列品の管理に注意し、利用客の購買意欲を促進する表示や配置に努めること。

コ イベント等を計画的に実施し、販売の促進に努めること。

④ 市民交流施設

市民交流施設は、フリースペースと貸し店舗（18㎡程度）で構成する施設である。各々の機能とその目的は次のとおりである。

ア フリースペース

誰もが自由に使用できる場所とする。ただし、貸し店舗利用者が使用する場合を除き、営利目的での使用は不可とする。また、団体等での使用により、他者が排他的に使用できなくなる場合は、使用許可を要するものとする。

イ 貸し店舗

使用に際しては、使用許可を要するものとする。使用はフリースペースの使用に支障が生じない範囲において、フリースペースの使用も併せて許可できる

ものとする。

⑤ その他施設

別紙4「多機能拠点施設区域図」で示す「その他施設」において、出店を許可する。使用許可の単位は、1区画10㎡（目安として奥行3m×幅3～5m）程度とする。

その他施設での出店を許可する場合、適切な衛生管理等を確保し秩序あるものとし、常に周辺の住宅等に配慮することとする。

⑥ 公衆トイレ

公衆トイレは、掃除、修繕等管理上必要な場合を除き、常時、利用者に快適な利用環境を供しなければならない。また、消耗品等の補充等を適宜行い快適な利用環境を確保すること。

⑦ 事務室

指定管理施設の管理業務を行うため、事務室を設置する。

⑧ 中庭

多機能拠点施設内にある中庭は、利用許可施設ではないため、利用許可を行うことはできないが、指定管理者は、農産物、加工品等地域の特産品の情報発信、販売及び消費等により地域産業の振興が図られるようなイベントを開催するなど、有効活用に努めること。

(2) 多機能拠点施設の運営企画に関すること。

(3) 多機能拠点施設に設ける施設（以下「施設」という。）の利用許可に関すること。

(4) 施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関すること。

(5) 府中市多機能拠点施設設置及び管理条例（以下「条例」という。）第4条各号に規定される事業の実施に関すること。

【条例第4条（抜粋）】

第4条 多機能拠点施設において行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 道路利用者の利便性の向上に資すること。
- (2) 観光の情報及び地域の情報の発信に関すること。
- (3) 市民等の交流の促進に関すること。
- (4) 地域の産業の振興に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事業

(6) 前各号に掲げる業務のほか、別に定める事項

3 利用許可及び利用料金に関する事項

(1) 利用許可を要する施設

利用許可を要する施設及びその施設の利用者の募集の方法は、次の表のとおりとします。

施設名		募集方法
駅舎	飲食物提供施設	指定管理者が運営または、指定管理者が募集
	地場産品販売施設	指定管理者が運営または、指定管理者が募集
	農産物販売施設	指定管理者が運営または、指定管理者が募集
	市民交流施設	指定管理者が運営または、指定管理者が募集
その他施設		指定管理者が運営または、指定管理者が募集

(2) 利用料金

利用料金は、指定管理者が収受するものとし、また、その額は、条例第19条第2項及び第3項に基づき、条例別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた額とします。

【別表（第11条、第19条関係）（抜粋）】

施設名		使用の形態	金額
駅舎	飲食物提供施設		売上額の20%に消費税及び地方消費税相当額を加算した額
	地場産品販売施設		売上額の20%に消費税及び地方消費税相当額を加算した額
	農産物販売施設		売上額の20%に消費税及び地方消費税相当額を加算した額
	市民交流施設	使用の目的が営利の場合	日額2,200円
その他施設		使用の目的が営利の場合	1区画あたり 日額11,000円

備考 この表において、売上額とは、使用者がサービス等の提供により得た販売額の合計額をいう。

4 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年）

※指定管理者の指定及び指定期間は、議会の議決を経て、正式に決定します。

5 指定管理料上限額

市は予算の範囲内において、指定管理料を支払います。その額は、応募者が収支予算書において提案した額に基づき、市と協議を行い締結する協定書において定めるものとします。また、指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払うものとしませんが、清算は行いません。よって、経費の最終的な不足分は指定管理者の負担とします。

なお、市が積算した指定管理料（予算限度額）は次の額とし、応募の際にその予算限度額を超えた収支予算書が提出された場合は失格とします。

区 分	指定管理料（円）
令和9年度～令和13年度	各年度20,000,000
合計額	100,000,000

6 応募資格

- (1) 安全かつ円滑に施設を管理運営可能な実施体制及び経営基盤等が確保されている法人（単独及び複数の事業者で構成されるグループ（以下「共同事業体」という）も含む（以下「共同事業体」という））又はその他の団体
- (2) 団体又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者

- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- エ 本市又は他の地方公共団体から、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた日から2年を経過しない者
- オ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- カ 本市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- キ 国税及び地方税を滞納している者
- ク 集团的又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある組織の利益になると認められる者
- ケ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者
- ※ 共同事業体による申請の場合は、その構成法人等の全てが上記の要件に該当していない必要があります。

（3） 選定対象除外

次に該当する場合は、失格として選定の対象から除外します。

- ア 選定審査に関する要求等を申し入れた場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 要項に違反又は著しく逸脱した場合
- エ 提出期間内に提出書類等が提出されない場合
- オ その他、不正行為があった場合

7 募集に関するスケジュール等

指定管理者の応募から決定までのスケジュールは、おおむね次のとおり予定しています。

	内 容	日 程
応 募 等	指定管理者募集要項の配布	8月27日（木）から9月25日（金）まで
	応募に関する質問の受付	8月27日（木）から9月25日（金）まで
	質問に対する回答	8月27日（木）から随時
	応募期間	8月27日（木）から9月28日（月）まで
	書類審査	10月1日（木）から同月13日（火）まで
	選定審査会	10月20日（火）
	選定結果通知	11月中旬予定

指 定 手 続 等	指定管理者の指定（市議会議決）	12月議会
	協定書の締結	令和9年1月下旬予定
	指定管理施設の指定期間開始日	令和9年4月1日（木）

※府中市多機能拠点施設施設（道の駅びんご府中）現地での設備等の見学を望まれる場合は現指定管理者と日程を調整しますので、商工観光課担当までご連絡ください。

【参考】現在の運営の状況

飲食物提供施設：市内の飲食店舗が運営

地場産品販売施設、農産物販売施設：指定管理者が運営

8 応募の方法

本募集要項及び各仕様書に従い、応募書類一式を提出してください。応募に関する手続きについては次のとおりです。

（1） 募集要項等の配布

ア 配布期間 令和8年8月27日（木） から9月25日（金） まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く

イ 配布時間 8時30分から17時15分まで（正午から13時までを除く）

ウ 配布場所 経済観光部 商工観光課 商工振興係（市役所本庁3階）又は府中市ホームページ

（2） 応募に関する質問の受付

ア 質問期間 令和8年8月27日（木） 8時30分から
令和8年9月25日（金） 17時15分まで

イ 受付場所 経済観光部 商工観光課 商工振興係

ウ 質問方法 電子メールにより質問してください。

エ 回答日 令和8年8月27日（木） から随時回答します。

オ 回答方法 市ホームページへの公表をもって回答とします。

カ その他 受領したことを確認するため必ず商工観光課担当までご連絡下さい。

口頭・電話等による質問及び受付期間外の提出には一切応じられません。

（3） 応募書類等の受付

ア 応募期間 令和8年8月27日（木） 8時30分から
令和8年9月28日（月） 17時15分まで
ただし持参の場合、土曜日、日曜日、祝日、正午から13時までの間を除く

イ 受付場所 経済観光部 商工観光課 商工振興係（市役所本庁3階）

ウ 応募方法 郵送（令和8年9月28日（月） 17時15分必着）又は持参してください。

（4） 提出書類

共同事業体で申し込む場合には※印の書類について、構成法人等ごとに提出すること。

様 式	備 考
ア 指定申請書（様式第1号）	
イ 事業計画書	・別紙「自主事業計画書」は指定予定期間内の年度ごとに作成してください。
ウ 府中市多機能拠点施設の管理に関する業務の収支計画書	・「府中市多機能拠点施設の管理に関する業務の収支計画書」の添付書類として、次の資料を添付してください。 ・利用料金等設定書 （様式任意。設定理由も明示のこと。） ・指定予定期間内の年度ごとに作成してください。
エ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書面※	
オ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書※	
カ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支報告書及び事業報告書（類似施設の実績がある場合のみ）	
キ 管理運営費提案書	・指定予定期間内の年度ごとに作成してください。
ク 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかる書類	
ケ 申込資格に関する誓約書（様式第2号）※	
コ 市税完納証明書※	・府中市税が課税されていない法人、その他団体で市外に主たる事業所等を有する者は、主たる事業所等の所在地の市町村税
サ 申立書※	・府中市に市税等の納税義務がない場合に限る
シ 同種又は類似施設の管理運営実績が分かる書類※（実績がある場合のみ）	・該当する施設の名称、所在地、施設の内容、施設の規模（面積や建物の概要等）、施設の年間集客数等 ・該当する施設の管理運営業務体制、管理運営業務の期間、管理運営経費等が明確に分かる収支計算書等 ※様式に定めはありません
ス グループ構成員表	・共同事業体の場合のみ
セ 委任状※	・共同事業体の場合のみ

(5) 提出部数

提出部数 正本1部及び副本（写し）10部の合計11部

9 指定管理者の選定

(1) 書類審査

第1次審査は、資格・要件について応募書類による審査を行います。審査にあたっては、次の期間内に個別に応募内容の確認を行うことがあります。

ア 日時：令和8年8月27日（木）から令和8年9月28日（月）頃まで

(2) 選定審査会の開催

第2次審査として、指定管理者の指定（市議会の議決）に先立ち、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）を選定する審査会を行います。選定審査会では、応募者にプレゼンテーションを行っていただき、審査員により、総合的評価により1者を選考します。

ア 日 時 令和8年10月20日（火）

イ 場 所 府中市役所本庁舎内 会議室（予定）

ウ 時 間 1者当たり45分以内を予定（説明：30分、質疑応答：15分）

エ 説明者 会場への入室は、4人までとします。

オ その他 申請書に沿って特色等を発表。追加提案の説明や追加資料の配布は認めません。プロジェクター、スクリーン、パソコン等は、応募者が用意のこと（市所有のディスプレイの使用は可能ですので、プロジェクター、スクリーンは必要であれば用意してください）。

(3) 審査基準

選定審査会の審査は、府中市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年府中市条例第34号）第4条に定める基準により行います。

各審査員の評価点の合計点の最も高い者を指定候補者に選定します。なお、その評価点の合計点が7割を下回る場合は失格とします。

内容については別紙「審査基準（評価項目）」のとおり。

(4) 選定結果のお知らせ

応募者に11月中旬に文書にてお知らせします。

(5) 指定候補者の辞退等

指定候補者が辞退した場合、交渉の過程において管理業務を行うことが困難であると判明した場合又は協議が成立しない場合は、次点候補者と協議等を行います。

10 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、令和8年12月の市議会定例会の議決をもって行われます。

(2) 協定の締結

管理業務に関する細目については、市と指定管理者協議のうえ、指定期間すべてに効力を有する基本的事項を定めた基本協定書と当該事業年度における事項について定める年度協定書において定めるものとします。協定の主な内容は、次のとおりです。

ア 業務に関する基本的な事項（管理業務の内容、施設の範囲、事業年度等）

- イ 利用料金に関する事項
- ウ 指定管理料に関する基本的な事項
- エ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- オ 事業報告・業務報告に関する事項
- カ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- キ リスクの管理・責任分担に関する事項
- ク 利用者及び利用客のモニタリングの実施・報告に関する事項
- ケ その他

1 1 指定管理者の評価（モニタリング）

指定管理者の評価については、毎年度市のホームページ上等で公開します。

1 2 その他

- (1) 申請書提出後は、軽微な変更を除いて、応募書類の記入内容の変更を認めません。ただし、市から指示した場合はこの限りではありません。
- (2) 提出された応募書類等は、返却しません。
- (3) 提出された応募書類等は、情報公開の請求により開示することがあります。
- (4) 応募に要する費用は、申請者の負担とします。
- (5) 事業計画書等応募書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、選考に必要な場合など、市が必要と認めたときは、市は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- (6) 応募受付後に辞退する場合は、その旨を書面（任意様式）により提出してください。
- (7) 指定管理者に指定された後は、自己の責任及び負担において、指定期間の初日から円滑に指定管理業務を遂行できるように、人的及び物的体制を整えてください。

また、指定管理者は、協定発効までの間、指定管理業務にかかる必要書類の作成、各種印刷物の作成、研修等を行うものとします。

- (8) 申請にあたって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。
- (9) 市と指定管理者の責任分担の考え方は、おおむね次のとおりとします。なお、詳細は、協定書の中で定めるものとします。

項目	内容	負担者	
		指定 管理者	市
物価変動	物価の変動に伴う経費の増加	○	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加	○	
利用料金の未収金		○	
法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令変更		○
	上記以外	○	
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費にお		○

	ける当該事情による増加経費負担		
施設競合・需要変動	施設競合による利用者減、収入減	○	
	当初の需要見込みと異なる状況	○	
不可抗力による事業の履行不能	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他、市又は指定管理者いずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象）による事業履行不能	○	○
施設、設備及び備品の修繕	一件10万円未満（消費税及び地方消費税を含む）	○	
	一件10万円以上（消費税及び地方消費税を含む）		○
施設の増改築、設備の新設及び備品の購入	施設の適正な管理運営のため市が必要と認めるもの		○
	上記以外のもの。ただし、市の承認を要する。	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合	○	
	上記以外の理由により損害を与えた場合		○
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、盗難等犯罪発生	○	
事業終了時の費用	指定期間の終了又は指定期間の中途において業務を廃止した場合の事業者の撤去費用	○	

※1 天災等（地震・台風等）不可抗力への対応

- ・ 施設、機器等が復旧困難な被害を受けた場合、業務全部の停止を命じることがある。
- ・ 復旧可能な場合、その復旧に要する経費は指定管理者と協議する。
- ・ 施設又は利用者が被災した場合は、迅速かつ適切に対応し、災害等の拡大防止に努めるとともに、直ちに市に報告するものとする。
- ・ 市は、指定管理者に対する休業補償は行わない。

※2 管理上の瑕疵等の事故に対応するため、指定管理者はリスクに応じた保険に加入しておくこと。

13 問い合わせ先

〒726-8601 府中市府川町315

府中市 経済観光部 商工観光課 商工振興係 担当：松浦、山本

電話 0847-44-9153 Fax 0847-46-1535

電子メール shoko@city.fuchu.hiroshima.jp